

原安第 330 号
平成24年2月2日

全日本年金者組合佐賀県本部 様

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事に対する公開質問状に対する回答について

2011年9月28日付けで提出のあった公開質問状について、別紙のとおり回答します。

9月28日付公開質問状に対する回答

1) 3月11日の東日本大震災によって引き起こされた福島第一原発の過酷事故は、原発推進や原子力行政にかんする「安全神話」の虚構を完全に覆した。福島県では、子供たちが放射線に曝され、県民の多くが住む家を追われ、働いて生きる手段を失った。牛ほかの家畜はえさも与えられずに放置され、米や野菜は作られず収穫できず、自治体の機能まで疎開せざるを得なくなる事態を招いている。この惨状を目の当たりに見た国民は原発からの撤退を求める意思を強くしている。こうした現状について、知事はどうお考えなのであろうか。見解を求める。

(答)

マグニチュード9.0という世界の観測史上最大級の地震により、我が国でかつて経験したことのない原子力発電所の事故が発生したことについては、極めて深刻に受け止めています。去る12月16日、野田内閣総理大臣が、事故収束に向けた道筋のステップ2が完了した旨の宣言をされたところですが、一刻も早い事故の収束が図られることを強く願っています。

今回の深刻な事故をふまえれば、将来的には、原子力に過度に依存する必要がないような社会を目指していくということであろうと思っています。今後の我が国のエネルギー政策のあり方、特に原子力政策のあり方については、国のエネルギー・環境会議等において、今年の夏までに一定の方針を示すとされていますが、国が、将来の選択肢と、その判断材料となる情報を整理したうえで国としてのビジョンを提示し、国民的議論を経て合意形成を図るべきだと考えています。

2) 「やらせメール」事件のおよその真相が解明されてきている。

つまり、玄海原発2・3号機の再稼働問題について6月26日に経産省が主催して開いた説明会に向けて、知事は九州電力が再稼働容認の意見をメールその他で多数組織するよう要請し、九電がそれを実行した。その「やらせメール」を県民のまともな意見であるかのようにとりつくろい、知事は「再稼働容認」の意思表示をする時期を待っていた。ところがその直前になって、「やらせメール」の事実がマスコミと国会で取り上げられ、世論誘導の謀略的工作として大問題になった。

その真相を解明するために設置された第三者委員会が詳しく調べてみると、九電佐賀支店長が作成したメモや各種の証拠物件も出てくるなかで、この事件が九電と知事による合作であり、むしろ知事の方が主導的役割を果たしたのではないかという疑いが強くなってきた。第三者委員会の最終報告書は九月中に出されるというが、知事はその報告を認めるのか反論するのか、また、この事件についてどのように考えているのか、説明を求める。

(答)

九州電力のメール投稿問題については、私が九州電力に対して何かを要請したということはなく、九州電力が行った行動に対して、私が責任をとらなければならないとは考えていません。

しかし、あのような時期に、知事公舎で、退任挨拶とはいえ九州電力幹部に会ったこと及び当事者である九州電力幹部との間で再稼働をめぐる情勢に言及してしまったこと、また、そのこと

により県議会に大変なご迷惑をおかけし、県民の皆様をお騒がせしたことに対しての責任として、県主催のプルサーマル公開討論会をめぐる問題の責任と併せて、私の給料を今年1月から4か月間、全額減額するという条例案を昨年11月定例県議会に提出し、可決いただいたところです。

3) 第三者委員会は「5月17日の国の県への説明会に向けてのネット中継書き込み」問題での県の関与を認め、また、「2005年12月のプルサーマル討論会での動員と仕込み質問」問題についても、県の関与を疑っている。県民の前に事実関係を明らかにするために、知事は県として調査機関を設置すべきだとわれわれは考える。その考えはないか。ないとするならその理由は何か。

(答)

「2005年12月のプルサーマル討論会での動員と仕込み質問」問題に関しては、9月30日の九州電力第三者委員会の最終報告の中で、県の関与に関して記述があったことや資料が出されたことについて、県として、必要な事実関係の調査を行いました。

この調査の結果、本来、主催である県が行うべきシナリオ案等の作成に、当事者である九州電力を深く関わらせたこと、また、九州電力による社員等への参加要請及びあらかじめ質問者を用意していたことを、県職員が事前に認識しながら、それを制止するなどの対応をしなかったという事実が認定され、このことは誠に不適切であったと考えています。

その背景として、人事管理や組織の問題があったと考えており、管理監督する立場にある県の最高責任者としての私の責任は大変重いものであると感じ、その責任の取り方として私の減給処分について県議会に提案し、可決いただきました。

また、「5月17日の国の県への説明会に向けてのネット中継書き込み」問題での県の関与については、そのような事実がないことを県として既に確認しており、改めて調査することは考えていません。

4) 古川知事は再稼働推進のトップバッターとして玄海原発2・3号機の再稼働という「火中の栗を拾う」挙に敢えて出た。その際県民の命や健康、地域の安全が再稼働によって危険にさらされるとは考えなかったのでしょうか。3・11以前のことであればわれわれも理解できないことではない。しかし、ことは3・11以後のことである。われわれは85万県民の命や健康よりも、九電という一企業の「安全」や利益をより大事なものとして擁護しようとした人物に、これからの県民の命と地域社会の安全を託することはできない。古川氏は自ら知事を辞任すべきだと思うがどうお考えか。また、その理由は何か。

(答)

原子力発電に対しては、以前から、安全性の確保が大前提と考えており、九州電力を擁護しようとして何かを行ったことはありません。その考えは今回の事故の発生以後においても変わりません。

なお、玄海原子力発電所2号機、3号機の再稼働について、容認するという最終判断を行ったことはありません。